

## 朝鮮時代の郡・県における邑治の施設配置の規則性 ： 文献と絵図の比較分析を通して

白, 孝珍

九州大学大学院人間環境学府都市共生デザイン専攻 : 博士後期課程

菊地, 成朋

九州大学大学院人間環境学研究院都市・建築学部門 : 准教授

<https://doi.org/10.15017/1799309>

---

出版情報 : 都市・建築学研究. 29, pp.1-8, 2016-01-15. Faculty of Human-Environment Studies,  
Kyushu University

バージョン :

権利関係 :

## 朝鮮時代の郡・県における邑治の施設配置の規則性 - 文献と絵図の比較分析を通して -

### The common principle of facilities arrangement on the Eup-Chi of the Joseon dynasty period - By comparative analysis with documents and illustrated maps -

白 孝珍\*, 菊地成朋\*\*

Hyojin BAEK and Shigetomo KIKUCHI

This paper aims to clarify on the common principle of facilities arrangement of the 「Eup-Chi (邑治)」, was settled by central government of the 「Joseon (朝鮮)」 as an administrative center of regional cities, by comparative analysis with documents and illustrated maps. All of them had administrative buildings, religious facilities, a school, and markets in common. These facilities were settled by 「Feng-Shui (風水)」 theory and other ideal at the same time considered whether it is profitable place for dwellings. At the first, The Eup-Chi had to need obtaining water and agriculture fields and be surrounded by mountains and streams. Generally it was settled facing south, with the main-municipal building, 「Dong-Heon (東軒)」, on the upper part of it's space. Literary part was arranged on the eastern of it's space while Martial part was on the western. Religious facilities were arranged on the main-mountain ranges which had been on the northern of the Eup-Chi. And markets had been formed at the easy accessible place by itself.

**Keywords :** Joseon Dynasty period, Eup-Chi, Facility arrangement, Feng-Shui theory  
朝鮮時代, 邑治, 施設配置, 風水地理説

#### 1. はじめに

##### 1.1 研究の背景及び目的

韓国の地方都市の中心部を指す邑内<sup>註1)</sup>は朝鮮時代の「邑治」を由来とする。邑治とは、朝鮮建国以降、全国を儒教思想で統治するために、王の殿碑を安置した「客舎」と、地方行政を司るために中央(首都である漢陽にての行政機関、以下中央)から派遣された守令<sup>註2)</sup>が執務にあたる行政施設「東軒」等を配置した場所一帯を指す。この邑治は、現代において地方都市の骨格となっていることから、地方都市の成立機構を理解する上でも注目に値する。そのため、これまでも邑治の変容過程、空間構成原理、施設の配置規則などの把握を目的とする研究が行われてきた。しかし、その多くが定量的な調査に基づくものや、朝鮮時代の遺構が残る城郭都市を事例とするものであった。他方、最も数が多い地方の邑治については、戦後の開発や地域の衰退により遺構が保存されず、研究が少ない状況にある。本稿では、朝鮮時代都市の最小行政単位である郡・県に位置した邑治を対象とし、邑誌などの文献<sup>註3)</sup>と絵図<sup>註4)</sup>を用いて比較分析することで、邑治の空間構成

および施設の配置規則を把握する。

##### 1.2 既往研究

1960年代、「旧邑」の研究がはじまると、1990年代末「邑治」という用語が登場する。その後、2000年代に入ると都市計画、建築学、地理学の分野で研究が活発になる。例えば、邑治における施設の配置規則を扱うものに、忠清道を対象とした金起徳の研究<sup>1)~2)</sup>がある。また、邑治の道路網や敷地形態を扱うものには李在煥による慶尚北道を対象とした研究<sup>3)</sup>がある。近年では定量的研究よりも、芮明海などの事例研究<sup>4)~10)</sup>が多く行われている。その他、社会学の分野で、邑治の社会構造と祭儀を扱う李勛相の研究<sup>9)</sup>、『戸口総数(1789)』を用いて邑治がある行政区域の住民の社会階層を明らかにする權乃鉉の研究<sup>8)</sup>、邑治における地方権力層と守令との関係の把握を目的とした金慶洙の研究<sup>7)</sup>などがある。

#### 2. 邑治の概念と背景

##### 2.1 邑治の概念

朝鮮時代の「邑」は、行政施設群が位置し、多くの人が居住する都市を表した。一般的には「邑内」「郡内」「県内」などと呼ばれる<sup>註5)</sup>。絵図では「邑」「邑内」と表記さ

\* 都市共生デザイン専攻 博士後期課程  
\*\* 都市・建築学部門

れ、なかでも中心部は「邑治・邑基」と表記される（図1）。また、城郭がある場合は「邑城」「府城」と表記されることもあり、城内に「邑」「邑治」「邑城」と表記することで城郭の内と外の空間が明確に区分されている。

なお、「県治」と「邑」を同時に表記した事例（漣川県）や「治城（瑞山郡）」などの表記から、「治」は基本的には行政施設群を表すといえる。

「邑治」という用語は『文宗實錄第10巻』で最初に登場したと言われており、その内容からは、都市を邑、行政施設群を邑治と表したと考えられる<sup>86)</sup>。しかし、「邑治」を施設群の意味で用いる研究者は轟博志<sup>9)</sup>など僅かである。多くの研究者は周辺の国家主導施設（国が建設を主導した施設）までを含む広範な空間として認識している。その理由としては、城内にも民家があること、城郭がない場合、中心部が不確定なこと、行政施設群から離れた国家主導施設までを含む空間を表す名称が特にないことがあげられる。

研究者による「邑治」は次のように定義される。中央により設置された施設の機能から「行政・教育・経済の中心部」であり、官員（守令以下の役人、以下官員）らが居住した地域<sup>87)</sup>、行政施設がある集落として都市的機能を持ち、市場が開かれた商業地・情報集積地<sup>10)</sup>、大地主と商人・官員の居住により非生産的・消費的・行政的機能を持つ場所<sup>88)</sup>とされる。

なお、本稿では行政施設群を「治所」とし、城、または山と川に囲まれた近隣の集落及び国家主導施設一帯を「邑治」とする。また、邑治は城郭の有無によって「有城邑治」と「無城邑治」とに区分する。

## 2.2 邑治形成の背景

朝鮮建国にともない、それ以前の行政体系を改編する

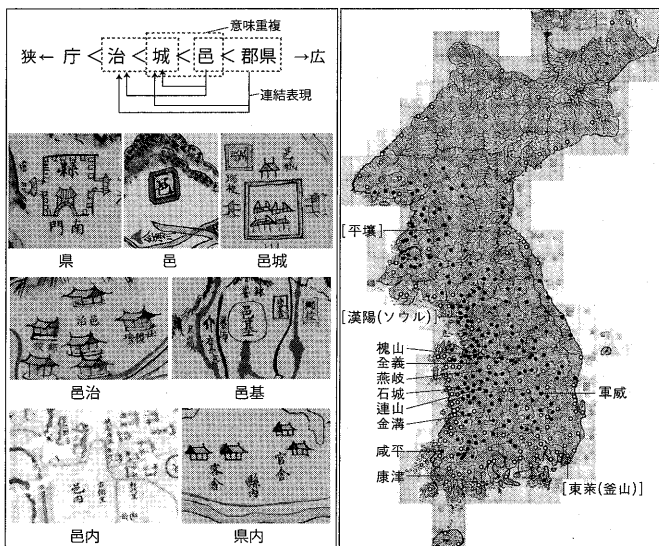


図1 絵図での邑治の表記  
(ソウル大学校奎章閣韓国学研究院所蔵の各郡・県絵図の部分)

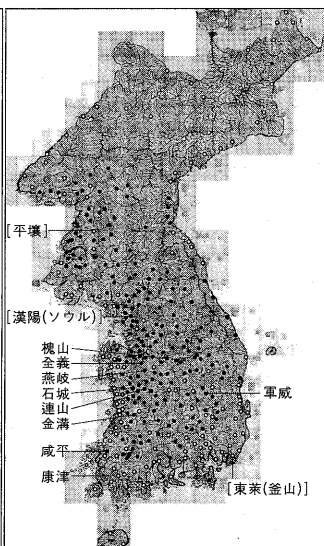


図2 有城・無城邑治の分布  
大東輿地図 1861, ○有城 ●無城  
(参考文献8) pp. 48より修正)

ため、郡県制の整備を通して行政区分の再編が実施された。全国の各行政区にそれぞれ「邑」が指定され、客舎や東軒などの治所が設置された。そこへ中央から守令を派遣することで、地域の統治と中央集権を進めた。こうして「邑治」は形成された。この邑治を城郭と共に築造する場合は、高麗時代の城と区別するために「邑城」という用語で邑誌に記録された<sup>12)</sup>。邑治は国家主導で行政に有利な構成に造成され<sup>89)</sup>、その形態は1420年代中盤から全国的に首都である漢陽の姿を模倣する傾向が強くなったといわれる<sup>810)</sup>。各邑誌の沿革からは、邑治の立地には朝鮮時代以前より集落が形成されていた場合が多く、絵図では「旧邑」「古邑」「新邑」などと表記されることから、既存の集落内に理想的な邑治を目指して各種施設が順次整備されていったと考えられる。1420年には『守令告訴禁止法』と共に守令の任期を30ヶ月から60ヶ月に延長することで守令の権利を保障し<sup>811)</sup>中央統治体制を強化していった。

## 3. 郡・県邑治の現状

### 3.1 朝鮮時代の郡・県邑治

表1<sup>812)</sup>に示したように各史料によって邑の総数には違いが見られるが、全国府・牧・郡・県で約330ヶ所あり、史料の作成年ごとに並べると無城邑治が減り、有城邑治が増加することがわかる。全国の邑治の分布を示す図2を見ると、邑治は広い平野が確保された西南部（現在忠清道及び全羅道）に集中しており、沿岸部に有城邑治、内陸部に無城邑治が分布する傾向がある。朝鮮時代前期の辺境地では、政策的に城郭外の集落拡大が防止された<sup>8)</sup>。また、防衛を目的に城郭を新築した場合は、治所を城内に移建することがあった。

1485年に頒布された『經國大典』によると、郡守が派遣された郡が82ヶ所、県令・県監が派遣された県が175ヶ所であり、計257ヶ所の郡県があった。1865年に編纂された『大典會通』によると、郡77ヶ所、県148ヶ所で計225ヶ所の郡・県があった。1895年には23府制により府・牧・郡・県を郡に統一したことで、23府337郡に再編された。現在の地方の行政区の境界は1895年の行政区分から大幅な変更はないといわれる<sup>813)</sup>。

1895年に統合される以前の郡と県は人口と民家数や農作物の収穫量によって区分され、数の大きい方が郡とされた。しかし、行政単位としては上下の関係ではなかった。同一の地域であっても絵図の描かれた時代によって郡と県の表記が異なる場合があり、人口等が変化することで

表1 朝鮮時代の邑の数

史料	世宗實錄 地理志(1454)	新東國輿地 勝覽(1531)	輿地圖書 (1757~1765)	大東輿地圖 (1861)	増補文獻備考 (1903~1908)
無城邑治	239	206	227	202	196
有城邑治	96	124	107	129	147
計	335	330	334	329	343

行政単位の変更もあったと考えられる。本稿で対象とする郡と県は、1895年の統合以前の行政区分を基準とするとともに、両者を区別しない。現在、ソウル大学校奎章閣韓国学研究院にて絵図が1枚以上所蔵されている郡・県（北朝鮮除く）は、約181ヶ所であり、うち約51ヶ所（約32%）が有城邑治と推定できる。

### 3.2 文化財の現状

2015年現在、韓国では、64ヶ所の府・牧・郡・県が邑治を文化財（国家史跡・市道記念物・市道文化財資料）として保存している。42ヶ所の文化財のうち、城郭やその一部、もしくは跡地のみが保存される文化財を除くと、文化財のある郡・県は32ヶ所となる（表2）。そのうち18ヶ所が無城邑治である。14ヶ所の有城邑治は「邑城」という名称で文化財に指定されている。

治所が形成する空間全体が保存された事例はなく、一部施設（主に客舎・東軒）の保存に限られている。城郭の場合も、都市の成長により崩れ、一部が残る状況である。建物については、日本統治時代に放置・移築もしくは転用により残り、修復されたものが多い。なお、10. 樂安邑城や32. 海美邑城などは、1980年代以前より復原事業を通して観光地化された有城邑治である。2002年に濟州牧邑治（有城）の復原が始まるなど、近年は自治体による邑治の発掘調査及び復原事業が進められている。郡・県以外の特別な施設としては尙州牧の郷庁と濟州牧の訓

練庁が残る。

### 4. 邑治の主要施設と機能<sup>註14)</sup>

邑治に設置された施設は、その機能から表3のように行政・祭儀・教育・経済施設に区分できる。

#### (1) 行政施設

行政施設としてはまず、王権を表す象徴的な建物である「客舎」と、行政施設の核となる「東軒」がある。①客舎は王の殿牌が安置される。守令は朔望<sup>註15)</sup>にここで向望闕拜<sup>註16)</sup>を行い、中央から訪問する観察使の宿舎・宴会場所として使用されたという。観察使が邑に着くと、まず客舎を訪れており<sup>註17)</sup>、これが邑治内の道路形成に影響を与えたと考えられる。②東軒は守令が執務にあたる施設であり、外東軒とも呼ばれる。守令の家族の住居として東軒の奥には内東軒と呼ばれる③内衙がある。東軒と内衙に隣接して④冊房があり、守令の秘書の執務室として文書が保管される外冊房と、守令の子供の勉強部屋である内冊房がある。高麗時代の地方自治機関であった⑤郷庁では、朝鮮前期までは地方において権力を持った階層が、守令を監視しながら住民の訓育を行った。後期には東軒の付属機能に変化し、邑の財政を担当する施設になった<sup>註18)</sup>。

地方行政の体制は史房・戸房・礼房・兵房・刑房・工房の6房から構成され、これらの中人階層の官員が⑥作庁で執務を行い、下位の官員らは作庁の付属施設で勤務した。史房は総務を担うとともに人事権を持ち、守令を含む官員の監察・報告を行った。戸房は主に⑦県司にて人口に関わる死亡・出産・人口移動や、火事・農作現状・雨量・穀物の時価などを報告した。礼房は郷校・書院・祠宇などの教育施設に関する業務・祭祀・国試の受験者の管理を、兵房は⑧将庁にて軍の税金の徴収・徴兵・軍人管理・獣の捕獲を、刑房は⑨刑房庁にて治安・⑩獄施設管理・犯罪の調査を、工房は道路・橋・施設を管理を担当した。なお、守令の命令を伝達・執行する使令庁、官の奴婢が泊まる官奴庁、官員の食事を担当する官庁、軍器管理・製造をするの軍器庫などがあつた。

#### (2) 祭儀施設

祭儀施設には、郷校・社稷壇・厲壇・城隍壇がある。⑪郷校は学校であるとともに、孔子と先賢を安置する文廟を配置して儒教の祭儀を行い、守令の向望闕拜の準備・管理を行う施設である。⑫社稷壇では、土地と穀物の神を祀り、農事時期により年3回の祭事、また祈雨祭などを行った。⑬厲壇では、年3回の定期祭を、地域によっては戦争や疫病に対する数回の祭事を行った。⑭城隍壇は礼典である『国朝五禮儀（1474年）』により城隍・山川・風雲・雷雨などの壇を城隍壇に統合させ、邑の守神を祀つた<sup>註19)</sup>。

#### (3) 教育施設

表2 2015年文化財がある郡・県  
(城郭・城郭一部としての門・跡地除外、文化財庁記録資料から整理)

郡県名 ([]邑城)	文化財施設									
	客舎	東軒	内衙	郷(房)庁	刑(房)庁	作庁	庫房	將(房)庁	冊房	正門
1. [茂長]	○	○								○
2. 鴻山	○	○		○	○					
3. 金堤		○	○							
4. 巨濟	○					○				
5. [保寧]										○
6. [瑞山]	○	○								○
7. 稷山		○	○				○			○
8. [南浦]		○								○
9. 鎭海		○								
10. [樂安]	○	○								
11. [興陽]		○								
12. [機張]								○		
13. [清道]		○								
14. [結城]		○			○				○	
15. 溫陽		○								○
16. 泰仁		○								
17. [興徳]		○								
18. 礪山		○								
19. 扶餘	○	○	○							
20. 報恩		○								
21. 懷仁	○		○							
22. 石城		○								
23. 槐山		○								
24. [大興]		○								
25. 宣城	○									
26. 淳昌	○									
27. 彭城	○									
28. 安城	○									
29. [善山]	○									
30. [昌寧]	○									
31. 連山										○
32. [海美]										○

教育施設としては、民間の書院・書堂などもあるが、国家主導で造られたのは郷校だけである。祭儀施設にもなった郷校は、儒教思想を伝えるために設置された施設であり、社会教化・祭享教育を担当した。奴婢と田畑を持ち、生徒には宿泊と食事を提供した。郷校は朝鮮時代以前にも存在したが、朝鮮建国と同時にその運営が守令の評価基準になると、ひとつの邑につき1校が設置され<sup>20)</sup>、邑治の主要施設の1つとなったと考えられる。

#### (4) 経済施設

経済に関わる施設には邑倉と市場がある。⑮邑倉は邑治に、各面には社倉が設けられ、主に米が保管された。邑倉は各邑の財政の拠点であり朝鮮前期に活発に建設された。その役割は中央に送る税金・物資の保管・運送、貧しい住民への穀物の配給（有・無償貸出）、軍用米の保管、穀物・野菜の種の保管であったとされる<sup>21)</sup>。

市場は朝鮮時代以前にも存在したが、邑治での定期市は朝鮮前期から自然に発達したとされており、中央によって設置された施設ではなかった<sup>22)</sup>。絵図での市場の表記は、邑治にある場合は「邑場」、漢陽に繋がる大路沿いにある場合は「店<sup>23)</sup>」、水路の近隣にある場合は「浦」など、位置する場所によって異なる名称で登場する。⑯邑場は邑の中心的な場市として物々交換の場となった。各場市は5日市として開かれるが、日程が異なったため各場市を巡る裸商があった。しかし、中央は農民を耕作に集中させるために場市を禁止したが、17世紀からは税金の徴収をはじめ、場市を設置するようになり、次第に定期市へと発達したとされる<sup>24)</sup>。18世紀始めには、邑治の都市機能を維持させるために、中央は邑治の場市を政策的に設置した<sup>25)</sup>。

### 5. 邑治空間構成の配置規則

#### 5.1 立地条件

##### (1) 立地条件

表3 邑治施設の機能

施設	機能
①客舎	観察使の宿舎、王の殿牌安置
②東軒	守令の執務所
③内衙	守令家族の生活場所
④冊房	守令の秘書の執務所、守令の子供の勉学室
⑤郷庁	守令観察、地方民教化
⑥作庁	総合行政(6房)
⑦県司	戸口・農作現状報告
⑧将庁	軍将校の執務所
⑨刑庁	罪人管理
⑩獄	罪人監禁
⑪郷校	文廟、国立学校
⑫社稷壇	土地・穀物の神の祭壇
⑬厲壇	厲魂の祭壇
⑭城隍壇	村の守神の祭壇
⑮邑倉	穀物の保管
⑯邑場	品物交換・交流

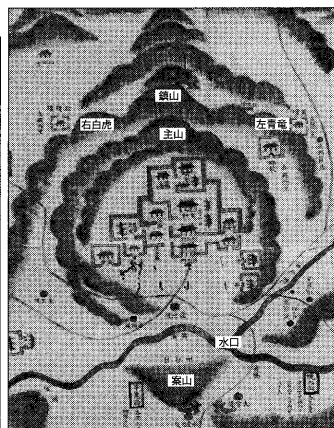


図3 風水地理に当たる立地例、石城県、1872年地方地図 (ソウル大学校奎章閣韓国学研究院所蔵、活字は筆者による)

集落の多くは自然発生的に形成されたものである。それらも朝鮮時代に入ると邑として指定されたが、風水地理説に基づく理想的な都市へと再編することは困難であった。それでも、邑治は集落のなかで風水地理説上もっとも適した場所に築かれたとされる<sup>26)</sup>。その立地条件を記した史料はないが、『世宗實錄』と『燕山君日記』を分析した權乃鉉によれば、立地には次の点が影響を与えた。それは、邑の中心に位置する場所（象徴性と統治上）、山に囲まれた防衛に適した場所、水の充実と居住に適した場所、住居の周辺に農業に適した肥沃な土地がある場所、自然災害が少なく風水地理説の条件に適した場所であった<sup>27)</sup>。沈正輔によれば、有城邑治の立地には、交通の便利な場所、集落が形成され多くの人びとが居住している場所、城壁として使用できる石材が確保できる場所が考慮された<sup>28)</sup>。このように邑治の立地は、風水地理説を考慮しながらも、生活に適した場所が選ばれたといえる。

#### (2) 風水地理説による形局

風水地理説には「藏風得水」という基本となる条件があり、山と川の形によって邑治の向きが決定されたと考えられる。図3の石城県の絵図は、風水地理説に最も適した形局を示す事例である。

「藏風」は、風を留めるように邑治を山が囲む形に表れる。冬の北風を防ぐために北部には「主山」と呼ばれる背山を置く。主山の背後にはより大きな山があり、これを「鎮山」と呼ぶ。鎮山は各郡・県の邑誌に記録されており、絵図でも大きく表現される。主山は風を防ぐ機能が、鎮山は象徴性が求められたと考えられる。鎮山から左の山脈を「左青龍（東）」、右の山脈を「右白虎（西）」と呼ぶ。これは邑の守神となり、絵図では主に祭儀施設が位置する。主山の向かい側には風を留めるために「案山」が位置することで、「藏風」が完成する。このように北風に対して主山を置くため邑治は南向となるが、風水条件が合わない場合は向きよりも地形を優先したと考えられる。なお、全国の鎮山が記録される『新東國輿地勝覽（1531年）』を分析した崔元碩によれば、鎮山が表記された267邑の53%が北部に鎮山を置くことから、南向き邑治が多かったとされる<sup>29)</sup>。また、李在煥と金會正は、朝鮮時代は「天子北坐南向」という南向尊重思想により邑治が南向であったとしている<sup>30)</sup>。

次に、「得水」条件について、朝鮮時代の地理書である『擇里志（李重煥、1751年）』では氾濫の危険を避け、良質の水が得られる支線の河川や小川が理想とされる。従って山から邑を囲み流れ、本流に合流する形がよく、邑治の向かいに川があり、水を臨むこと（「臨水」）が条件となる。水は鎮山から流れる気を留める役割がある<sup>31)</sup>。崔元碩によれば、得水条件は、邑治の全面もしくは横に流れる河川、邑治を囲む河川、邑治の両脇から流れ合流点である「水口」を形成する河川が良いとする<sup>26)</sup>。

以上より、居住に適した立地条件から邑治の場所を選ぶとともに、風水地理説に基づく山と川の形局を考慮することで邑治の向きが決められたと考えられる。

## 5.2 主要施設の配置規則

邑治の場所と向きが決定すると、国家主導施設の位置と配置が決まる。全ての施設が同時期に建てられたわけではない。また、各施設の位置と構成は、風水地理説及び各邑治の地理条件より影響を受ける。しかし、そこには共通の理念や規則が存在したと考えられる。

まず、中国と韓国の官制の基準となった『周禮<sup>32)</sup>』には「左廟右社・前朝後市」という古代中国の都城原理が記されており、これに従い漢陽が造られた。地方においても、漢陽を基準に邑治が造られた。この規則に従えば、右（西）に社稷壇、左（東）に文廟（郷校）、前には行政施設、後には市場が配置される。これに対して、金起徳は漢陽の廟に当たるものが宗廟（王の殿牌安置）であるため、地方の邑治での廟は客舎であると主張している<sup>3)</sup>。しかし、客舎を廟とすれば、邑治の中心施設が東軒となる。東軒という名称が客舎の東側にあることを由来とし、絵図では客舎が主に西側に位置することから、客舎が左廟に該当しないことがある。従って本稿では地方の邑治の廟は郷校を指すと考える。また、金起徳は、地方の場市は邑治造成以降に成長し、背山原理による山が後ろにあるため、後市とはならず、実際中国でも守られなかったとする<sup>33)</sup>。

### (1) 行政施設

表4は施設の配置規則及びその規則に当てはまる絵図の例である（該当の施設だけ絵図に番号表記）。①客舎は東軒と共に上位の施設として邑治内でも上部を占めるが、事例により多様であり、研究者によっても上位とする施設が異なる<sup>35)</sup>。客舎は基本的に、(紅門)-外三門-内三門-客舎を軸として空間を形成し、客舎建物は正庁と両側の左・右翼軒が繋がる構造である。紅門は書院・

郷校・斎室などの神聖な場所に象徴的に建てたもので、施設の進入路にあったが、客舎だけよりは治所の入口に描かれた絵図がよく見られる。

金起徳と姜仁愛によれば邑治の向きと関係なく客舎は南向を守り<sup>36)</sup>、東軒の左右に配置されたとする<sup>37)</sup>。なお、柳泳秀は客舎の近隣に軍関連施設が置かれたとする<sup>38)</sup>。

②東軒は外三門-内三門-東軒を軸として空間を形成する。東軒は行政の最高権威を持つため、邑治の中心部となり、主山を背山として邑治の上部で邑治の同じ向きとなる。内三門内は東軒と守令を直接補佐する機関、外三門内は守門や罪人護送をする使令庁・刑庁など、外三門の外は実務をする6房機関が位置したとする<sup>39)</sup>。

③内衙は東軒の空間と隣接し、治所の最奥部に位置する。内衙の平面図から一般的な両班の住宅と特別な差がなく、サランチュ・プオク・ヘンランなどがあったとする<sup>40)</sup>。崔元碩は、内衙は生活空間であったため、東軒と共に、客舎よりは風水的に最適な場所に置かれたとする<sup>41)</sup>。しかし、東軒は行政の中心という象徴性も持つので優先的に配置され、内衙は東軒に従ったと考えられる。

④冊房はその機能により、東軒と内衙の空間内に配置されると考えられる。小規模な施設なので絵図では描かれないことが多いが、いくつかの絵図では確認できる。

⑤郷庁は朝鮮時代前期までは地方権力として東軒と同地位を持ったため客舎・東軒と共に中心施設となり、東軒と並列もしくはすぐ下に位置したとされる<sup>42)</sup>。

⑥作庁は主に東軒の外三門の外の左右もしくは前面に位置したとされる<sup>43)</sup>。芮明海は東軒を中心に文官は左（東）、武官は右（西）に配置されたとする<sup>44)</sup>。従って、

⑦将庁や⑧刑庁は主に西側に配置されたと考えられる。

⑨獄は、施設を外壁で丸く囲み、内部では男女と重罪人を区別して収容し、外門と管理所が付属していた<sup>45)</sup>。なお、絵図からも円型と表現されており、治所の周辺の東軒とは離れた場所に位置する傾向があった。

表4 邑治施設の空間配置規則とその例

施設	配置規則性(前面からの左右に整理)	絵図・写真例 <sup>34)</sup>			
行政	①客舎	左上部位置、南向き、紅門-外三門-内三門-客舎の構成、軍事関連施設近隣			
	②東軒	中央上部位置(背山前)、外三門-内三門-東軒の構成			
	③内衙	東軒近隣、最奥位置			
	④冊房	東軒・内衙空間位置			
	⑤郷庁	東軒と配列・すぐ下部位置			
	⑥作庁	外三門の左右・前位置			
	⑦将庁	左側			
	⑧刑庁	左側			
	⑨獄	円形、邑治の縁側			
祭儀・教育	⑩郷校	右側山脈、邑治外の独立の空間			
	⑪社稷壇	左側山脈、西側			
	⑫厲壇	北側山脈			
経済	⑬邑倉	交通要地			
	⑭邑場	交通要地、客舎前、治所正門前、邑倉近隣			
	⑮道路	十字路・T字路・Y字路			

## (2) 祭儀・教育施設

李樹健は、朝鮮初期には自然信仰が禁止され、1廟（郷校）・1祠（社稷祠）・2壇（厲壇・城隍壇）が全国で実施されたとする<sup>註46)</sup>。風水地理説と関連して山脈の形に儒教的思考が反映され、⑩郷校（文廟）が左青竜の山脈、⑪社稷壇が右白虎の山脈、⑫厲壇は鎮山から主山に分かれる山脈に位置したとされる<sup>10)</sup>。金起徳は『増補文献備考』から、主に厲壇は北側の5里以内、社稷壇は西側に位置し、城隍壇は特に基準がなかったとする<sup>註47)</sup>。

教育施設としての郷校は1邑1校の体制で建てられたとされる<sup>註48)</sup>。都龍昊・李在憲は『東国輿地勝覽』を通して治所から2里以内に郷校が位置する邑が70%であったことを明らかにした<sup>29)</sup>。金起徳によれば、郷校は教育環境のために、治所北部の独立した風水的に最適な場所に位置し、平地での郷校は「前学後廟」の構成であったとされる<sup>1)</sup>。

## (3) 経済施設と道路網

李憲昶は、『備邊司謄録』に⑬邑倉を移動させると穀物の配給が出来ず、住民の居住地が分散する恐れがあると記されていることから、邑倉には住民を集める効果があったとする<sup>註49)</sup>。この機能から邑倉は交通の要所や、人びとが集まる広い場所、住民に便利な場所に配置されたと考えられる。轟博志は、邑倉の経済的立地条件から⑭邑場がその近くに自然と形成されたとする<sup>註50)</sup>。また、金起徳は客舎が道路の要所であったため、客舎の前や治所正門の前に邑場が位置したとする<sup>註51)</sup>。その他、場市について、姜仁愛が排水の関係で川辺に立地する傾向があったとし<sup>註52)</sup>、李憲昶大低治所辺10里以内に場市が立ったとする<sup>21)</sup>。

⑮道路について、有城邑治では一般的に4門の構造から十字路が形成されるが、無城邑治の場合は背山により邑治の進入路と邑治内の東西を連結する道路によってT字路が形成されたと考えられる。ただし、有城邑治でも絵図では治所が上部に配置される傾向があったため、上部の治所を避けるように曲がる道路の形も見られる。城郭内に十字路が明確に表現されたのは郡・県よりは府・牧の大都市の方である。また、無城邑治では主に主山を避けるように曲がる道が絵図で表現され、道路よりも山の形局を優先したと考えられる。風水地理説では道路が十字路になると「井」型になり、不吉とされたためT字路になったとする見解と、漢陽では王室の防衛のためにT字路を造ったという見解とがある<sup>註53)</sup>。地方の邑治には背山とその前方に治所が配置される規則性があるため、邑治の入り口でT字路が造成され、上部に位置する治所の象徴性を高めたと考えられる。

## 6. おわりに

本研究は絵図と文献の比較分析を通して地方邑治での施設の配置規則を検討した。

朝鮮時代は、居住に適した場所を優先して全国に邑を指定し、風水地理説に合う場所に行政施設を配置した。この治所があった集落の一角を邑治と呼び、邑治を囲む鎮山の左青竜・右白虎には1廟・1祠・2壇の祭儀施設を配置して、邑を守護すると共に儒教的象徴性を高めた。

「天子北坐南向」の思想と季節風の影響で治所が南向の傾向になり、上位施設の東軒と王の象徴的建物である客舎が中央の上部を占めるようになった。施設は多くの場合、「左廟右社」「文左武右」の思想の中で邑の事情に合わせて配置された。邑倉は交通の便利な場所、市場は人びとが集まりやすい場所にでき、主に道や川の結節点、治所前方などの広場が利用された。この施設配置により邑治内は施設を繋ぐ道が自然と形成され、邑治の入り口ではT字路が造成され象徴性も持っていたと考えられる。

本研究での規則性は絵図と文献に基づく。そのため、今後は事例研究を通して邑治の実空間から施設配置の規則性を把握することを課題とする。

## 注

注1) 邑内は商店街が集中している地方都市の中心部の通称である。地方自治法第7条により「市（人口5万以上）」と「邑（人口2万以上）」は都市形態を揃った地域を指定し、市・邑と対応される地域が「郡（人口5万以下）・面（人口2万以下）」となる。商店街と呼べる地域がない郡・面は、郡内・面内との呼び方はほとんどなく、現在の行政単位が面であっても朝鮮時代に「邑治」があった面の中心部は今までも住民により邑内と呼ばれている。

注2) 守令は郡に派遣される郡守、県に派遣される県令の通称であり、郡・県においては最上位役員である。

注3) 文献としては主に研究論文を用いて、そのなかに登場する『朝鮮王族實録』及び各郡・県の邑誌などを検討した。

注4) ソウル大学校奎章閣韓国学研究所蔵の各郡・県の邑誌の絵図、1677年の地乗、1750年代初の海東地図、1789～1795年頃の輿地図、1800年前半の廣輿図、1872年の地方地図を用いた。

注5) 参考文献1) pp. 27.

注6) 参考文献8) pp. 24. 『成宗實録』1451年11月27日の6目の記事を検討すると「…仍以兩縣中央、耽津古縣山城爲邑治、其後以山城窄狹、監司傳報于朝、移邑于道康之松溪里。…仍縣治于山城、至十餘年矣。…欲於大路中央之地、移設邑治、白于縣監、轉報監司、啓聞得請。…且以地理之設、其吉凶固難知也。耽津南距海邊東串六十二里、西距西串五十三里。兩串居民、三百三十戶。於耽津築城設邑、甚合沿邊置戍之意。…請移邑治于耽津、築城備邊、以爲永久之計。」のように城郭を含む施設の場所を邑治として、「築城設邑（城築して邑を設置）」から邑を空間的・抽象的概念を表していると考えられる。なお、邑治移設の際、風水地理説と空間的中心部を考慮したことが分かる。

注7) 参考文献6) pp. 347.

注8) 参考文献11) pp. 33.

注9) 参考文献10) pp. 140.

注10) 参考文献13) pp. 64.

注11) 参考文献14) pp. 32.

注12) 参考文献1) pp. 30, 6) pp. 48, 15) pp. 30, 16) pp. 287及び韓国学中央研究員の韓国民族文化大百科辞典から再整理した。客舎・東軒が設置されても、設置の基本目的が邑治ではなく、軍施設であった「鎮營」、馬を育てる「場」、交通・通信のための「駅」は除いた。

注13) 参考文献17) pp. 2.

注 14) 一般的な定義においては主に参考文献 1), 3), 14) 及び韓国民族文化大百科辞典からまとめたものである。

注 15) 朔望は陰暦の毎月 1 日と 15 日である。

注 16) 参考文献 18) pp. 80-81. 向望闕拜は月を見ながら王様がいる漢陽に向けて行う祭祀である。

注 17) 参考文献 19) pp. 2683.

注 18) 参考文献 1) pp. 48.

注 19) 漢陽での社稷壇は 1394 年、厲壇は 1401 年築造し、地方邑治での築造年は明確ではないが漢陽での築造以降と考えられる。

注 20) 参考文献 3) pp. 43.

注 21) 参考文献 20) pp. 196-203.

注 22) 参考文献 3) pp. 50 によると、場市は「施設がない一定の場所に商人と住民が集まって物を交換する場」と定義している。1470 年と 1487 年の全羅道の大飢饉があり、その後、民が自ら露店を開いて「場門」としたのが地方場市の初めであるとする。成宗實錄(1473 年 2 月)にはこの現状を中央に報告したが前例がないので禁止することにした。しかし、1529 年この現状を禁止する方法がないと認め、地方場市を承認するようになったとする。

注 23) 「店」は宿泊と食事を提供する店がある場所で 1970 年代ごろまでは村のスーパーの役をした。CHOI-Jaegyung は、店は公的に大路に設置した「駅」と商人の宿泊のため造られた「院」が統合されたものだという。CHOI-Jaegyung:朝鮮時代の院に対して、嶺南史学 v. 4, 1975 年, 参考文献 21) pp. 20, 再引用。

注 24) 参考文献 1) pp. 137-138.

注 25) 参考文献 22) pp. 2007-2008.

注 26) 参考文献 23) pp. 46.

注 27) 参考文献 6) pp. 348.

注 28) 沈正輔:韓国の城郭・我が土地・我が文化, 国立清州博物館・韓国文化芸術振興院, 1998 年。参考文献 6) pp. 32, 再引用。

注 29) 参考文献 24) pp. 122-125.

注 30) 参考文献 3) pp. 16, 参考文献 8) pp. 32.

注 31) 参考文献 25) pp. 58.

注 32) 周王朝 (BC1046 年～BC771 年) の官職制度と戦国時代の各国の制度を記録した書である。そのなか、「考工記」には都城建設に関して「匠人管国, 方九里, 旁三門, 國中九經九緯, 經徐九軌, 左祖右社, 面朝後市」と記録する。韓国では「左祖右社」の同じ意味として「左廟右社」が使われている。金起徳は「周禮」を儒教思想体系、風水地理説を韓国の伝統地理体系だとする(参考文献 1) pp. 216)。

注 33) 参考文献 1) pp. 210.

注 34) ソウル大学校奎章閣韓国学研究院蔵, 全義県: 忠清南道邑誌(1863 年～1907 年) の衙舎図, 連山県・咸平県・康津県・金溝県: 1872 年地方地図, 傀山郡: 傀山郡邑誌(1902 年), 軍威県: 海東地図(1750 年代初), 燕岐県: 忠清南道邑誌からの部分図。獄の写真: 注 45) の CHOI-Sukro, 再引用。活字は筆者による。図 2 に位置表記。

注 35) 李在煥, 芮明海, 崔元碩は客舎が最北端や中央に位置したとするが, 李起鳳は客舎より東軒が重要であり, 東軒が景観的に最高の場所を占め, 客舎は東軒より規模だけを大きくさせたとする。李在煥, 崔元碩も実質的中心は東軒であることは認めている。

注 36) 参考文献 1) pp. 221, 参考文献 25) pp. 34.

注 37) 参考文献 1) pp. 206.

注 38) 柳泳秀:朝鮮時代客舎建築に関する研究, 高麗大学校修士学位論文, 1989 年。参考文献 1) pp. 49, 参考文献 3) pp. 65, 再引用。

注 39) 参考文献 1) pp. 227-230.

注 40) 参考文献 27) pp. 47. サランチェ(サラン軒)はお客との交流する男の空間, プオクはキッチン, ヘンラン(行廊)は屋敷の門から繋がる倉庫や小さい部屋で下僕などが使う。

注 41) 参考文献 28) pp. 34.

注 42) 参考文献 3) pp. 12-13, 65.

注 43) 参考文献 1) pp. 210.

注 44) 芮明海:韓国大都市大邱の都市形成過程に関する研究, 神戸大学

校博士論文, 1996 年。参考文献 3) pp. 13, 再引用。

注 45) AN-Gilchong:官衙のもの語り, 典獄署内部構造図, 2000 年, 参考文献 1) pp. 190, 再引用。CHOI-Sukro:写真から見る朝鮮時代, 公州牧獄写真, 1988 年, 参考文献 3) 付録 pp. 41, 再引用。

注 46) 李樹建:朝鮮時代地方行政史, 1989 年, 参考文献 1) pp. 134, 再引用。

注 47) 参考文献 1) pp. 135.

注 48) 参考文献 14) pp. 220.

注 49) 参考文献 21) pp. 23-24.

注 50) 参考文献 9) pp. 103.

注 51) 参考文献 1) pp. 211.

注 52) 参考文献 25) pp. 152.

注 53) LEE-Sanghae:朝鮮朝初漢陽都城の風水地理的特性, ソウル学研究所ソウル学セミナー-1 資料, 1994 年, 参考文献 15) pp. 24, 再引用。

## 参考文献

- 1) 金起徳:朝鮮時代忠清道官衙建築の配置体系, 清州大学校博士学位論文, 2002 年
- 2) 金起徳:朝鮮時代地方邑治の造営規範に関する研究, 大韓建築学会計画系論文集, v. 20 n. 5, pp. 111-118, 2004 年 5 月
- 3) 李在煥:朝鮮時代邑治の空間構成に関する研究-慶尚北道地域を対象として, 大邱大学校博士学位論文, 2007 年
- 4) 芮明海, ADACHI Hiroshi, 辛相和:朝鮮時代地方都市の空間構成原理に関する研究(2)-大邱府城内の庁舎施設を中心として, 大韓国土都市計画学会論文集, v. 34 n. 1, pp. 7-23, 1999 年 2 月
- 5) 李勛相:朝鮮後期邑治の社会の構造と祭儀, 歴史学報, 第 147 輯 pp. 47-94, 1995 年 1 月
- 6) 權乃鉉:朝鮮後期邑治とその居住民構成に関する一考察, 高麗史学会韓国史学報, 第 3 巻, pp. 345-365, 1998 年
- 7) 金慶洙:朝鮮時代河川邑治の形成と在地勢力, 韓国中央史学会中央史論, 第 32 集, pp. 5-47, 2010 年
- 8) 金會正:朝鮮後期洪州牧邑治の都市構成特性に関する研究, 忠南大学校博士学位論文, 2014 年
- 9) 轟博志:朝鮮時代邑治の領域性に関する一考察, 国土地理学会国土地理学会誌, v. 39 n. 1, pp. 95-120, 2005 年
- 10) 芮明海, 李在煥:朝鮮時代邑治の空間構成に関する研究-慶尚道星州・清道・軍威を対象として, 韓国建築歴史学会建築歴史研究, v. 16 n. 5, pp. 140-166, 2007 年 10 月
- 11) 李琦錫:旧邑集落に関する研究-京畿地方を中心に, 大韓地理学会大韓地理学会誌, v. 3 n. 1, pp. 31-44, 1968 年
- 12) 崔鍾爽:朝鮮初期「邑城」用語出現の背景と邑城の類型, 延世大学校国学研究院東方学志, v. 138, pp. 1-37, 2007 年
- 13) 李起鳳:朝鮮的の地方都市としての権威表現と邑治森, 韓国文化歴史地理学会文化歴史地理, v. 21 n. 3, pp. 223-242, 2009 年
- 14) 韓国歴史研究会朝鮮時期社会史研究班:朝鮮はいかに地方を支配しただろう, アカーネット, 2000 年 4 月
- 15) 姜圭政:邑城の公共施設の配置規範に関する研究-忠清地方の 14 個邑城を対象として, 大田大学校修士学位論文, 2000 年
- 16) 崔元碩:朝鮮時代海南邑治景観の歴史地理学的考察及び復原, 慶南文化研究所慶南文化研究, v. 26, pp. 271-306, 2008 年
- 17) 全春根:忠南西部地域の旧邑集落の形態的変遷過程, 韓国教員大学修士学位論文, 1994 年
- 18) 朱南哲:客舎建築の研究, 大韓建築学会論文集, v. 2 n. 3, pp. 79-87, 1986 年 6 月
- 19) 余尚珍:地方邑治施設の復原及び活用のための朝鮮時代地方官の日記類分析の基礎研究, 韓国産学技術学会論文集, v. 11 n. 7, pp. 2676-2686, 2010 年 7 月
- 20) 菅野修一:朝鮮初期賑恤穀の輸送問題-朝鮮王朝の国家的再分配機能に関する考察, 韓国古文書学会古文書研究, v. 22, pp. 193-222, 2003 年



- 21) 李憲和：朝鮮後期忠清道地方の場市網とその変動，経済史学会  
経済史学 v.18 n.1, pp.1-56, 1994年
- 22) 金憲奎：朝鮮王朝の邑治と場市の立地関係に関する歴史的研究，  
日本建築学会計画系論文集，v.73 n.631, pp.2005-2010, 2008  
年9月
- 23) 孫禎睦：風水地理説が都邑形成に及んだ影響研究，大韓地方行  
政共済会都市問題，v.8 n.11, pp.57-103, 1973年
- 24) 崔元碩：慶尚道邑治景観の鎮山に関する考察，文化歴史地理学会  
文化歴史地理，v.15 n.3, pp.119-136, 2003年12月
- 25) 姜仁愛：朝鮮時代忠清地方の邑治空間の水体系に関する研究，  
京畿大学校博士学位論文，2012年
- 26) 崔元碩：朝鮮時代地方都市の風水的立地分析と景観類型，大韓地  
理学会大韓地理学会誌，v.42 n.4, pp.540-559, 2007年
- 27) 吳承浩：全羅北道東軒の建築的特徴に関する研究，全羅大学校  
修士学位論文，2013年
- 28) 崔元碩：慶尚道邑治景観の歴史地理学的復原に関する研究 - 南  
海邑を事例として，文化歴史地理学会文化歴史地理，v.16 n.3,  
pp.19-44, 2004年12月
- 29) 都龍昊，李在憲：儒教的秩序規範による郷校建築の配置に関す  
る研究，大韓建築学会論文集，v.11 n.3, pp.77-89, 1995年

(受理：平成27年11月12日)